

**令和5年度八尾市政の施策ならびに
予算編成に関する要望書**

令和4年11月

八尾市議会公明党議員団

八尾市長
大松桂右 殿

令和5年度八尾市政の施策ならびに予算編成に関する要望書

長引くコロナ禍やウクライナ危機、物価高といった「多重危機」が国民生活に押し寄せています。その中で、どこまでも市民に寄り添い、生活を守る政治が今ほど求められている時はありません。我々公明党は生活現場に飛び込み、その声をお聞きして、国と地方の議員ネットワーク力で政策に反映しています。「生活現場の小さな声を聴く力」「ネットワークを生かした政策実現力」、この二つの力に一段と磨きをかけ、一刻も早く危機を打開し、全ての人を大切にできる社会を目指し、市民に安心と希望を届けられるよう全力で取り組んで参ります。

本市におきましてはコロナ禍において地方創生臨時交付金や財政調整基金を活用して市民の生活、子育て世帯、市内事業者等の支援に取り組んで参りました。

しかしながら、多重危機に加え円安も歯止めがかからず、今後更に経済状況が悪化することが懸念されます。市長におかれましては、国の地方創生臨時交付金をはじめ他の交付税や財政調整基金を財源に市民の声を良く聞いて頂き、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等から市民生活を守り、中小・小規模事業者への支援など地域経済を活性化させる施策と、本市の将来を担う子どもたちの為に教育環境と子育て支援への財源の手当に取り組んでいただきますよう強く要望いたします。

令和4年11月14日
八尾市議会公明党議員団

【総務常任委員会関係】

- (1) 住民福祉の更なる向上と身近な行政サービスの充実を図ること。
- (2) 行財政改革を着実に実行し、安定的な財政運営を図ること。
- (3) 新たな自主財源の確保に努めること。
- (4) 指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上に努めること。
- (5) 入札制度の更なる改善を図り、競争性、透明性、公平性を確保すること。
- (6) 市税や各種公共料金等の収納率の向上と実効性のある滞納対策の強化を図ること。
- (7) 公金のキャッシュレス化に努めること。
- (8) 新公会計制度を活用した財政の見える化に努めること。
- (9) 各種契約書のチェック体制の強化に努めること。
- (10) 法改正に伴う条例制定改廃の厳格化に努めること。
- (11) 公務員としての資質の向上と人材育成に努め、職員研修制度を充実し、接遇能力を向上させること。
- (12) 公金の取り扱いを厳格にすること。
- (13) 女性管理職の登用率を4割にすること。
- (14) 職員の適性配置により行政の効率化を更に促進すること。
- (15) AI、RPAなどのICT化を促進すること。
- (16) 女性活躍推進法に基づく「八尾市女性活躍推進条例」を制定すること。
- (17) 全ての人権が尊重されるジェンダー（LGBTQなど）平等のまちづくりを推進すること。
- (18) 男女共同参画センターの更なる周知と組織体制の充実を図ること。
- (19) いじめやDV等の人権侵害を防止する実効性のある人権教育を推進すること。
- (20) コミュニケーション条例（手話言語条例など）を制定すること。
- (21) オンブズパーソン制度を創設すること。
- (22) 総合教育会議等を通じて、教育委員会と共に教育行政の推進を図ること。
- (23) マイナンバーカードのさらなる普及促進に努めること。（市民の利便性向上）
- (24) IT弱者に対するスマホ教室等を開催し、デジタル活用支援に取り組むこと。（まちづくり協議会単位に専門家を配置）
- (25) 八尾空港の菱形用地残余地の処分を図ること。
- (26) 不要不急用地については早急に処分し、公有地の有効活用を図ること。
- (27) 潜在する多様な人的資源を確保・活用するため「総合ボランティアセンター」を設置すること。
- (28) 国際交流センターの充実を図るなど、多文化共生のまちづくりを推進すること。
- (29) おくやみコーナーを設置し、複数の窓口にもたがる申請等のワンストップ化を図ること。
- (30) 結婚新生活支援事業を実施すること。
- (31) 若者の婚活支援に取り組むこと。
- (32) 出張所について
 - ア、諸証明発行等の業務再開における市民サービスの効果検証を行うこと。
 - イ、各出張所のタブレット端末を活用したオンラインでの相談体制を整備すること。
- (33) 校区まちづくり協議会について
 - ア、地域コミュニティの醸成に努めること。

- イ、町会加入率の向上に努めること。
- ウ、地区集会所・校区集会所の整備に努めること。
- エ、適正な予算執行で特色あるまちづくりを推進すること。

(34) 防災・減災対策について

- ア、**地区防災計画作成を推進すること。(マイタイムラインの作成支援を含む)**
- イ、自主防災組織の充実を図ること。(小学校区単位)
- ウ、**感染症対策に配慮した避難所開設・運営に努めること。**
- エ、民間との連携を強化し分散避難場所の拡充に努めること。
- オ、女性の視点を取り入れた避難所の運営に努めること。
- カ、自宅での備蓄用品の補助制度を創設すること。(自助を啓発)
- キ、福祉避難所の拡充と災害時要配慮者の支援の充実に努めること。
- ク、災害見舞金、災害弔慰金制度を拡充すること。
- ケ、防災リーダーの育成に努めること。
- コ、新しい生活様式に沿った避難行動の周知・啓発と訓練を実施すること。
- サ、自主防災組織の育成を図り、実践的な訓練により、市民の防災意識の向上に努めること。(VR・ARによる被災体験、体感型防災アトラクションなど)

(35) 防犯について

- ア、防犯対策に万全を期すため防犯灯の公設置・維持管理を図ること。
- イ、高齢者をねらった特殊詐欺の防止に努めること。
- ウ、ひったくりや車上荒らしなど街頭犯罪抑止に努めること。
- エ、子供や女性に対する犯罪等を防止するための施策を講じること。
- オ、市の防犯拠点である八尾警察署の機能更新を確実に進めること。

(36) 無料法律相談を拡充すること。(本庁と出張所等の拡充)

(37) 消防行政について

- ア、消防本部の機能更新を速やかに進めること。(出張所を含む)
- イ、救急車の適正利用の啓発に努めること。(＃7119の周知に努めること)
- ウ、**不審火対策を強化すること。**
- エ、消防機材の充実を図ること。
- オ、救急救命士の養成と救命体制の強化を図ること。
- カ、自主防災組織の活動を支援し充実を図ること。
- キ、地域の消防力の強化を図るため、消防団の充実(女性の消防団員)や市民の防災意識の向上に努めること。
- ク、**住宅用火災警報器の点検及び電池交換の啓発に努めること。**

(38) 低投票率対策について

- ア、若者の投票率向上に努めること。
- イ、**期日前投票所の増設と時間延長を早急に進めること。**
- ウ、共通投票所の創設を図ること。
- エ、**高齢化に伴う投票区・投票所の見直しを図ること。**

【文教常任委員会関係】

(1) 教育施設について

- ア、小学校の特別教室におけるエアコンの整備を着実に進めること。
- イ、小学校の給食調理場の整備を早急を実施すること。
- ウ、学校トイレの改善整備を推進すること。(洋式化・多目的対応など)
- エ、ユニバーサルデザインに基づき、バリアフリー化を進めること。

(2) 学校教育について

- ア、学校規模適正化の市内全体のビジョンを明確にして取り組むこと。
- イ、学校選択制度を円滑に運用すること。
- ウ、小規模特任校制度による、特色のある教育を推進すること。
- エ、30人以下の少人数学級を推進すること。
- オ、学力向上を推進すること。
- カ、ICTを活用した教育機会の均等を図るため、経験者等の専門的人材の確保に努めること。
- キ、文化芸術に触れる機会を確保するとともに、スポーツの機会を充実させること。
- ク、体験学習など総合的な教育の充実を努めること。
- ケ、プログラミング的思考を育む教育の充実を図ること。
- コ、インクルーシブ教育の充実を図ること。(支援員の増員など)
- サ、がん教育の充実を図ること。
- シ、主権者教育の充実を図ること。
- ス、労働や年金を軸とした「社会保障教育」を充実させること。
- セ、防災教育の充実を図ること。
- ソ、キャリア教育の充実を図ること。
- タ、脱いじめ傍観者教育の充実を図ること。
- チ、中学校体育科のAED実習を継続すること。(トレーニングキットの拡充)
- ツ、スクールソーシャルワーカーの処遇改善に努め、中学校区に一人配置すること。
- テ、様々な事情で学校に通えない子どもの学びを確保すること。
- ト、不登校対策として学校訪問相談員の拡充を図ること。
- ナ、特別支援教育の充実を図ること。
- ニ、通級教室を全校に配置すること。
- ヌ、食育を推進するとともに栄養教諭の全校配置に努めること。
- ネ、学校園生活と通園通学時の安全対策に努めること。
- ノ、児童・生徒の自転車安全講習の充実を図ること。(中学校でのスクエアドストリート方式の安全講習の実施)
- ハ、学校図書館の図書費増額と環境整備を図ると共に専任司書を全校配置すること。
- ヒ、水難事故を未然に防ぐため、着衣水泳などのプール授業の充実を努めること。

(3) 学校運営体制について

- ア、小学校給食費を無償化すること。
- イ、中学校給食費を無償化すること。
- ウ、給食のエネルギー摂取基準を満たすこと。
- エ、教員の働き方改革のため、公務改善プランの作成に取り組むこと。
- オ、チーム学校の構築に努めること。(教職員の多忙化の是正など)

- カ、学校運営協議会への移行を進め、地域連携によるコミュニティスクールを推進すること。
- キ、**医療的ケア児に必要な看護介助員の拡充と処遇改善を図ること。**
- ク、通学路の安全対策を図ること。
- (4) 就学援助制度について
 - ア、就学援助の支給額を増額するとともに、段階的に対象を拡大すること。
 - イ、**家庭でのオンライン学習に必要な通信費を対象に加えること。**
 - ウ、**多子世帯への援助を拡充すること。**
- (5) 教育センターについて
 - ア、教員研修の充実に努め、教職員の資質向上を図ること。
 - イ、学校の ICT 環境整備を推進し、オンライン授業などの支援に努める事。
 - ウ、教員のサポート体制の充実に努めること。(教員サポート室、社会体験、評価制度等)
- (6) 図書館行政について
 - ア、指定管理者制度の検証をふまえた図書館運営を検討すること。
 - イ、公的医療機関・各種施設・団体への図書貸し出しサービスの充実に努めること。
 - ウ、WEB 図書館の充実に努めること。
- (7) 生涯学習について
 - ア、リモートを活用したイベントやオンライン講座等の充実に努めること。
 - イ、身近な地域で、誰もが参加しやすい生涯学習の充実に努めること。
- (8) 子育て支援策について
 - ア、赤ちゃん応援給付金（10万円）を創設すること。
 - イ、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を行うこと。
 - ウ、**八尾市こども総合支援センター（ほっぷ）による子育て支援のワンストップ化を図ること。**
 - エ、多子世帯への支援の強化を図ること。
 - オ、**待機・保留児童をゼロにし、希望する就学前施設に入所できる環境にすること。**
 - カ、0～1歳児の保育料無償化の対象を拡大すること。
 - キ、市域全体の現状を踏まえた就学前施設の整備促進と情報提供に努めること。
 - ク、**保育士の処遇改善と人材確保支援に努めること。**
 - ケ、緊急保育の充実に努めること。(期間の延長、福祉枠の確保等)
 - コ、在宅家庭も定期的に利用できる保育制度を創設すること。
 - サ、早朝、夜間、24時間保育も含めて、延長保育の充実に努めること。
 - シ、体罰によらない子育ての啓発に努めること。
 - ス、**児童虐待防止の体制を強化し、未然防止、早期発見に努めること。**
 - セ、**子育て総合支援ネットワークセンターみらい・市町村子ども家庭総合支援拠点の環境整備と人員体制の強化を図ること。**
 - ソ、**虐待問題を抱える親への支援に取り組むこと。**
- (9) 健全なこどもの育成支援について
 - ア、送迎バスを含めた安全対策を強化すること。
 - イ、いじめの早期発見、早期対応を図るため、スマートフォンやタブレットのアプリから、匿名で相談や報告ができるシステムを全校に導入すること。

- ウ、いじめから子どもを守る課については、匿名相談アプリによる報告内容を精査し、いじめの早期発見、早期対応に努めること。
 - エ、いじめから子どもを守る課でオンブズパーソン制度を導入すること。
 - オ、ヤングケアラーの積極的な実態把握に努め、対策を講じること。
 - カ、こどもの貧困対策の充実を図ること。
 - キ、こどもの居場所づくりの充実と検証を行うこと。(孤食対策・こども食堂など)
 - ク、学習支援の拡充に努めること。
 - ケ、放課後児童教室の充実と環境整備に努めること。
 - コ、こども会のあり方を検討すること。
- (10) 若者支援について
- ア、生きづらさを抱える若者への社会的自立に向けた伴走型支援の充実を図ること。
 - イ、若者の学び直しを通じたキャリア形成支援に努めること。
 - ウ、ニートや引きこもりなど、若者への居場所支援の充実を努めること。
- (11) 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の適正運営と相談の充実のため、体制強化を図ること。

【健康福祉環境常任委員会関係】

(1) 保健所機能について

- ア、大阪府及び保健センターと連携し、公衆衛生の拠点として市民の健康増進を図ること。
- イ、**新型コロナウイルスなどの感染症対策と予防に努めること。**
- ウ、**新型コロナウイルス陽性者や同居家族が安心して自宅療養及び待機が出来る様、支援体制の充実を図ること。**
- エ、継続的な専門職の人材確保に努めること。
- オ、結核予防事業に努めること。
- カ、薬物乱用防止の啓発に努めること。
- キ、動物愛護と住環境の保全のため地域猫等の取り組みに努めること。
- ク、殺処分ゼロに向けた取り組みの充実を図ること。

(2) 保健センターについて

- ア、保健所と連携し、市民の健康増進を図ること。
- イ、前立腺がんとピロリ菌の検診を無料化すること。
- ウ、**肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん(頸がん・体がん)の検診率向上を図ること。**
- エ、各種予防接種の接種率向上に努めること。
- オ、アレルギー疾患対策に努めること。(乳幼児のスキンケア等)
- カ、**新生児の聴覚検査の費用を助成すること。**
- キ、**弱視を早期に発見するため、屈折検査機器を導入すること。**
- ク、**5才児健診を実施すること。(発達障がい等の早期発見)**
- ケ、小児インフルエンザワクチン接種費用を助成すること。
- コ、オンラインによる健康相談の利便性を活かし、相談しやすい体制に努めること。
- サ、歯科検診の受診率向上とともに、口腔ケアを推進すること。

(3) 産前産後の支援策について

- ア、子育て包括支援センターの充実を図ること。
- イ、安心して出産できる環境整備に努めること。
- ウ、特定妊婦への支援の充実を図ること。
- エ、妊娠期からの妊産婦に寄り添った伴走型支援体制の充実を図ること。
- オ、産後ケア事業の更なる充実を図ること。
- カ、カウンセラーを配置し、グリーフケアに取り組むこと。

(4) プレコンセプションケアを推進すること。

(5) **不妊・不育治療の相談や啓発の充実を図ること。**

(6) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種促進を図ること。

(7) **高齢者の带状疱疹ワクチン接種の費用を助成すること。**

(8) 高齢者の補聴器購入費用を助成すること。

(9) 高齢者への虐待防止対策の充実を図ること。

(10) 地域包括ケアシステムの体制強化とさらなる充実を図ること。

(11) 介護保険制度について

- ア、被保険者・被保険者家族の相談窓口を更に充実すること。
- イ、保険料・利用料の軽減化を図ること。

- ウ、介護支援専門員の資質の向上を図ること。
- エ、介護従事者の処遇改善を図ること。
- (12) 介護予防事業について
 - ア、フレイル対策の充実を図ること。(フレイルチェック、口腔ケアなど)
 - イ、介護ボランティアポイント制度を拡充すること。(対象者の拡大)
 - ウ、介護予防教室や日常支援総合事業などの充実を図ること。
 - エ、介護ボランティア等、介護の担い手を育成すること。
 - オ、在宅介護の24時間安心ヘルプサービスを拡充すること。
 - カ、認知症予防の啓発と支援体制の充実を図ること。(早期発見)
- (13) 校区高齢者あんしんセンターの充実を図ること。
- (14) 重層的支援体制整備事業に積極的に取り組むこと。(『断らない相談窓口』の強化)
- (15) 孤独死防止対策の強化に努めること。(民間事業者との連携)
- (16) 自殺防止対策について
 - ア、地域と連携したゲートキーパーの養成に取り組むこと。
 - イ、オンラインなどを活用した相談窓口を設置すること。
- (17) 障がい者に対する訪問歯科検診および診療事業の充実を図ること。
- (18) 障がい児(者)の家族の心身的負担を軽減するための施策の充実を図ること。
- (19) 難聴児補聴器等助成事業を拡充すること。
- (20) 後見的支援を要する人に対する施策の充実を図ること。
- (21) 生活保護について
 - ア、不正受給の防止に努めること。
 - イ、医療扶助の適正化に努めること。(ジェネリック医薬品の推奨等)
 - ウ、就労支援のさらなる充実に努めること。
 - エ、特定健診の受診率向上に努めること。
 - オ、ケースワーカーの負担軽減に努めること。
- (22) 国保会計について
 - ア、健全経営化に努め、市民への負担転嫁を回避すること。
 - イ、収納率の更なる向上に努めること。
 - ウ、ジェネリック医薬品の利用促進に努めること。
 - エ、基金の適正な運用に努めること。
- (23) 国保の予防事業について
 - ア、人間ドック事業の医療機関の拡充と土・日・祝・夜間の事業実施を図ること。
 - イ、特定健診の受診率の向上と検査内容の充実・保健指導を推進すること。
- (24) 健康増進施策の充実に努めること。(オンラインやSNSを活用したイベントの実施等)
- (25) 高齢者や障がい者等にデジタル活用の支援としてスマホ教室を開催すること。
- (26) シルバー人材センターの充実を図ること。
- (27) 市立病院について
 - ア、安定した健全経営を図ること。
 - イ、救急医療体制の充実を図ること。
 - ウ、あらゆる感染症対策に努めること。
 - エ、医師の確保に努めること。

- オ、医療専門スタッフの充実に努めること。
- カ、安心して出産できる環境を整備すること。
- キ、診療時間の延長を実施すること。
- ク、病診薬連携のさらなる充実に努めること。
- ケ、地域がん診療連携拠点病院（高度型）として機能の充実に努めること。
- コ、緩和ケアセンターの充実に努めること。
- サ、がん患者のアピアランスケアと就労支援に努めること。

(28) 環境対策について

- ア、再生可能エネルギーの活用を進めること。
- イ、市民に対して、省エネ対策とCO₂削減のエコ意識を啓発すること。
- ウ、**ごみ減量を更に推進すること。（プラスチックごみの減量を含む）**
- エ、プラスチックごみの環境への流入を防ぐ対策を講じること。（ポイ捨て禁止条例の制定など）
- オ、不法投棄防止の対策を進めること。
- カ、ごみ処分跡地の有効利用を図ること。
- キ、CO₂削減計画を策定し、ゼロカーボンシティの取り組みを進めること。
- ク、リサイクルセンター学習プラザ「めぐる」を拠点とした環境学習を充実させること。
- ケ、生物多様性を守る環境整備に努めること。（絶滅危惧種ニッポンバラタナゴの保護など）
- コ、市内河川の水質改善に努めること。
- サ、喫煙マナーの向上に努めること。

【建設産業常任委員会関係】

- (1) 災害に強いまちづくりについて
 - ア、長寿命化計画を着実に推進すること。(道路、橋梁、河川、公園、上下水道)
 - イ、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化を図ること。
 - ウ、集中豪雨等による土砂災害対策と浸水対策を講じること。(ハード面・ソフト面)
 - エ、路面下空洞調査を実施すること。
 - オ、マッピングシステムのデータベース化を早期に進めること。
- (2) 耐震診断を市民に啓発し、耐震工事の促進を図ること。
- (3) ブロック塀の安全対策の推進に努めること。(撤去費用等の拡充)
- (4) **空き家条例に基づき実効性のある対策を講じること。**
- (5) 住宅困窮世帯の救済施策の拡充を図ること。
- (6) 水道事業について
 - ア、鉛管を撤去し、安全給水に努めること。
 - イ、老朽管の敷設替えを効率的に行い、耐震化を促進すること。
 - ウ、龍華配水場へのマイクロ水力発電設備の設置を進めること。
- (7) 公共下水道について
 - ア、事業計画に基づく整備を進めること。
 - イ、水洗化率を上げること。
 - ウ、企業と連携したご当地マンホールの効果的な活用に努めること。(ポケふた等)
- (8) 交通不便地域への対策として持続可能な公共交通網の整備に努めること。(デマンドタクシー等の拡充)
- (9) JR久宝寺駅周辺のまちづくりについて
 - ア、都市計画道路久宝寺線地下道を速やかに両側通行にすると共に、周辺道路の整備を進めること。
 - イ、安全・安心のため交番を設置すること。
 - ウ、新大阪駅と直通した利便性を踏まえ、観光誘客の拠点としての機能の充実を進めること。
- (10) 近鉄大阪線河内山本駅周辺及び、高安駅周辺の整備を促進すること。
- (11) 新都市核としての地下鉄八尾南駅を中心とした賑わいのあるまちづくり(空港西側跡地)を早急に推進すること。
- (12) 安心して暮らせる市内全域の「ユニバーサルデザイン計画」を策定し、早急に歩行者の安全確保の為に歩道の整備とバリアフリー化を実施すること。
- (13) 歩車道にはみ出した看板、商品等の不法占拠の撤去指導に努めること。
- (14) 交通障害である不法駐車対策や放置自転車対策を強力に推進すること。
- (15) 市内交通渋滞箇所の調査を行い、対策を講じること。
- (16) **自転車の安全走行のための道路整備を行うこと。(自転車専用道路・誘道路など)**
- (17) **自転車事故防止対策と自転車保険への加入推進と共に、マナー向上の啓発を促進すること。**
- (18) 自転車安全講習会の拡充と3年間で全中学校にスケアードストレイト方式の安全講習教室を実施すること。

- (19) みどりのまちづくりについて
- ア、市街地の緑化を推進すると共に、安らぎと潤いを感じる緑道を設置すること。
 - イ、公園の整備を積極的に行い、特色ある公園づくりに取り組むこと。(スポーツ公園、介護予防公園、薔薇公園、ハーブ公園、防災対応機能、交通公園等)
- (20) ドックランを設置すること。
- (21) 現状に即した用途地域の見直しを行うこと。
- (22) 就労支援について
- ア、**女性・若者・障がい者の就労支援の取り組みを更に充実すること。**
 - イ、オンラインを活用した就労支援に取り組むこと。
 - ウ、就職氷河期世代の就労支援に取り組むこと。
- (23) **地域経済活性化を推進するため、市内事業者のDX（デジタルトランスフォーメーション）をサポートすること。**
- (24) 産業振興支援について
- ア、中小企業サポートセンターのきめ細やかな相談体制に努めること。
 - イ、起業支援の充実を図ること。
 - ウ、事業承継の支援を推進すること。
 - エ、**コロナ禍・物価高騰などで業績が悪化した事業者に対する支援策を充実すると共に周知に努めること。**
- (25) 商業振興支援について
- ア、商店街の活性化対策を進めること。
 - イ、個人経営含む小売業・飲食業・サービス業等の事業者支援に取り組むこと。
 - ウ、**コロナ禍・物価高騰などで業績が悪化した事業者に対する支援策を充実すると共に周知に努めること。**
- (26) 農業振興支援について
- ア、特産物のブランド化に努めること。
 - イ、地産地消を推進すること。
 - ウ、後継者育成に対する支援を行うこと。
 - エ、遊休農地の有効利用を促進する為、農地バンク制度の充実を努めること。
- (27) 「みせるばやお」について
- ア、協賛企業・法人会員の拡大を図り、イノベーション拠点としての実績を積み上げること。
 - イ、**学校園や子ども会等と連携して子ども・若者の来場者の増加を図ること。(子どものビジター会員登録料の無償化)**
 - ウ、事業効果の検証とともに財政負担の軽減を図ること。
- (28) 観光施策と八尾の魅力発信について
- ア、観光協会の事業を検証すること。
 - イ、玉串川等のさくら再生を推進すること。
 - ウ、観光資源の整備と有効活用に努めること。
 - エ、河内音頭の全国発信に努めること。
 - オ、インバウンド効果を八尾に取り込むための施策の充実を図ること。(宿泊施設の誘致等)

- (29) 文化財・スポーツ施設と連携した観光等の地域活性化施策（魅力創造）の充実を図ること。
- (30) 市内各種スポーツ施設の拡充を図ること。
- (31) 歴史民俗資料館をはじめ、文化財施設の展示物を充実するとともに来館者の利便性を図ること。
- (32) 河内音頭、河内太鼓、河内木綿等の伝統的文化の保存継承を図り更に宣揚すること。